

# 県営水道料金の改定について

奈良県では、「水源の適正利用」、「水道施設投資の最適化」、「水道事業の効率化」を進め、安全で安定的な水道供給を持続できる県域全体の水道サービスを目指して、平成25年4月から以下のとおり県営水道料金を改定しました。

## 1. 改定の目的

- ①市町村水道の受水費を軽減すること
- ②県域における水道関係資産の有効活用を推進するため、市町村自己水から県営水道への転換を図りやすい料金制度とすること

## 2. 改定の主な内容

- 市町村自己水から県営水道への転換を図るため、従来の単一従量料金制(140円/m<sup>3</sup>)から需要促進型の二段階従量料金制(130円/m<sup>3</sup>・90円/m<sup>3</sup>)へ移行

- ・全国の22府県営水道用水供給事業体(※1)で、初めての導入

※1 一般家庭や事業所等に水道を供給する市町村に水道水を供給する事業体のこと。  
いわば水道水の「製造・卸売業」の役割。

- 県営水道としては、初めての本格的な料金引き下げ(H25.4~)

- ・一律に単価140円/m<sup>3</sup>を130円/m<sup>3</sup>に引き下げ
- ・さらに市町村ごとに定める一定の水量を超えた分については、90円/m<sup>3</sup>に設定

二段階従量料金制のイメージ

